資料 No. 2

第２回目安制度の在り方に関する全員協議会における委員の発言要旨

委員 項目	労働者	使用者	公益
１．最低賃金の在り方	○最低賃金法第９条の３要素もさることながら、第１条の「目的」の意味を議論したい。 ○労働基準法第１条の「人たるに値する」賃金は本人に限らず世帯をカバーする賃金と解されており、これを前提とすれば最低賃金はどうあるべきか。 ○諸外国と比べて水準が低いという問題意識。公正競争の観点からも、個別の企業との交渉ではできないことが最低賃金で決まるので社会的な意味は大きい。 ○産業構造や女性の就業拡大等の変化を踏まえた議論が必要。	○春季労使交渉とは異なり、労使双方とも処分権限のある賃金交渉の当事者ではなく、しかも最低賃金は罰則付で支払が強制される最低基準という性格のものであることを踏まえるべき。	○「時々の事情」にはいろいろなものが入ってくるが、より広い制度の趣旨、それを適用する社会経済状況において、最低賃金はどうあるべきかということをみる必要がある。「時々の事情」の中にある法の原則に収まりきれない部分を精査し、コンセンサスを得られないか。 ○在宅労働者の増加等、働き方も変わってきている。最低賃金の在り方の検討においては、そういった変化も考慮すべき。
２．３要素の在り方	○最低賃金法第9条第2項の3要素をどのように考えるのかについて共通認識を整理すべき（「地域の労働者」、「労働者の生計費及び賃金」の範囲をどう考えるかなど。）。 ○「賃金」は水準を指すのか、引上げ幅を指すのか明確ではない。	○あるべき賃金水準と企業の賃金支払能力には違いがある。実際に支払えるかどうかを加味しなければならない。日本の経済成長も含めた大きな視点での議論が必要。	○労使双方には解釈の違いがある。根本の議論が必要との労使意見に同意。 ○地方では3要素がどのように勘案されて金額が決まっているのか確認する必要がある。

３．目安審議の在り方	○公労使合意した目安を示すことは望ましい。 ○その時々の情勢というものを引き受けて議論していかなくてはいけない立場。その時に何が求められているのか。社会的な水準はどのように決めればいいのか。 ○目安審議は水準よりも上げ幅重視になっている。ワークペイという観点で、賃金はどのような水準がふさわしいのかという議論が本来あってしかるべき。上げ幅による決定では額の多寡でお互い不満が残ることになる。 ○「賃金」は水準を指すのか、引上げ幅を指すのか明確ではない。（再掲） ○地域から都市に集中してくることに危機感。最低賃金の高い県に若い人が移動している。人口・労働力移動の影響も考えると、過去の京都のように県内で最低賃金を分けるので	○本来であれば、労使が合意した目安を地方に示すべきである。 ○ここ数年の審議は、「法の原則」や「目安制度」を基に行われるより、「時々の事情」に極めて高いウェイトが置かれており、かなりいびつになっている。 ○春季労使交渉のようなスタイル（賃金交渉）で議論が行われていることに違和感がある。最低賃金が罰則付で強制される最低基準という性格のものであることを踏まえるべき。 ○北海道における札幌市とその他の地域、愛知県の豊田市周辺とその他の地域など、都市部と周辺地域との差が広がってきているのではないか。経済状況が厳しい業種や地域	○目安は、3者一致にはならないが公益委員見解を出すことについては労使の了解を得られるよう、それなりに納得するものにしないといけないという名人芸の世界。このことを踏まえた上で、どのようにやるべきか議論するのだろう。 ○「時々の事情」にはいろいろなものが入ってくるが、より広い制度の趣旨、それを適用する社会経済状況において、最低賃金はどうあるべきかということをみる必要がある。「時々の事情」の中にある法の原則に収まりきれない部分を精査し、コンセンサスを得られないか。（再掲）

	はなく、地域ブロックで設定するというのがあってもよい。 ○地方で安定した生活ができる水準をベースにしなければ都市部への集中が起きる。政治的配慮も必要ではないか。 ○産業構造や女性の就業拡大等の変化を踏まえた議論が必要。（再掲）	についての現状把握、分析をした上で、そこに目線を合わせた審議を行うべき。 ○企業間の規模の格差、業態間の格差、エリア間の格差を反映していないのではないか。 ○客観的なデータを利用して目安を決めれば、地方最低賃金審議会に対してデータを明確にすることができ、プロセスと根拠を示すことにつながるのではないか。	○参考となる統計上のデータはとれるが、どの部分をみるかは操作可能な部分もあるため、それだけでは決められない。労使の話し合いは不可欠。 ○諸外国の最低賃金制度を振り返り、日本の最低賃金の決め方である目安制度の位置づけがどうあるべきか、国民の前に提示することも重要。
４．地方最低賃金審議会との関係の在り方	○労使の意見が一致しなくとも、同じ土俵に立った議論をし、そのプロセスを地方や社会に対して示すことが重要。 ○相当の時間と労力を要して決定した目安に対する地方経営者方の受け止めは非常に残念。目安の在り方そのものから議論をスタートし、その理解を得るべき。	○「時々の事情」の比重が大きすぎて目安の根拠を地方に示せず、中央は信頼を失いつつある。中央から地方へ目安を示す仕組みを今後も維持するか、再議論すべき。 ○中央では目安を示さず、参考資料のみを確認して地方に示すという考え方もあるのではないか。	○中央に対する地方の信頼感が低下しているとの意見は公益に向けられたものと認識。地方に信頼される、根拠のある目安を示すことが重要との意見に同意。 ○各地方で最低賃金を決定し、中央で検証する形もありうるのではないか。